

熊本県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県司法書士会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第20条第2項の規定に基づき、会員証及び司法書士徽章の交付等に必要な事項を定める。

(会員証及び司法書士徽章の交付及び個数)

第2条 会員証及び司法書士徽章は、会則第5条第2項の司法書士会員(以下「会員」という。)に交付するものとし、その所持する会員証及び司法書士徽章は、各1個に限る。

(会員証の記載事項 - その1)

第3条 会員証の記載事項は次のとおりとし、有効期限は発行の日から5年とする。

氏名(司法書士名簿に職名の記載を受けた者は、その職名を併記)

事務所の所在地

登録番号

生年月日

発行の年月日

2 前項のほか、法第3条第1項第6号及び第7号の簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる会員については、その旨及び認定の年月日並びに認定番号を記載する。

(会員証の記載事項 - その2)

第4条 会則第5条第3項第1号の法人会員の社員である会員、又は法人会員の使用人である会員については、前条に定める事項のほか、司法書士法人(以下「法人」という。)の名称を記載する。

2 会則第5条第3項第2号の法人会員の社員である会員、又は法人会員の使用人である会員については、前項のほか法人の主たる事務所の所在地を記載する。

(会員証の形状及び様式)

第5条 会員証の形状及び形式は、別紙のとおりとする。

(会員証の記載事項の変更)

第6条 会員は、会員証の記載事項に変更が生じたときは、新たな写真を提出し、旧会員証を返還のうえ、新会員証の交付を受けなければならない。ただし、有効期限は旧会員証の期限までとする。

(会員証の再交付 - その1)

第7条 会則第21条第1項後段又は第3項の規定により会員証を返還した会員は、業務停止の期間が満了したときは、会員証の再交付を申請することができる。

ただし、簡裁訴訟代理関係業務を行うことのできる会員は、会則第21条第3項の規定により会員証を返還した場合であっても、当該法人が簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とせず、自らが簡裁訴訟代理関係業務を行うため必要があるときは、返還と同時に会員証の再交付を申請することができる。

(会員証の再交付 その 2)

第 8 条 本会は、第 7 条の規定による申請があったときは、返還された会員証を再交付する。

(会員証の再発行 その 1)

第 9 条 会員は、会員証の有効期限が到来したときは、遅滞なく旧会員証を返還し、会員証の再発行の申請をしなければならない。

(会員証の再発行 その 2)

第 10 条 会員は、会員証を滅失したときは、滅失した理由を記載した書面を添付して、会員証の再発行を請求することができる。

2 会員は、会員証を損傷したときは、損傷した旧会員証を添付し会員証の再発行を請求することができる。

(発行事務手数料)

第 11 条 前 2 条の規定による会員証の再発行手数料は、金 1 , 0 0 0 円とする。

(司法書士徽章の交付)

第 12 条 司法書士徽章は、日本司法書士会連合会が調製したものを交付する。

2 司法書士徽章は、金 7 , 0 0 0 円とする。

(司法書士徽章の交付の特例)

第 13 条 登録の変更により本会に入会した会員は、前に所属していた司法書士会から交付を受けた司法書士徽章を所持しているときは、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出があつたときは、司法書士徽章の交付があつたものとみなす。

(司法書士徽章の返還の特例)

第 14 条 会則第 2 1 条の規定にかかわらず、登録の変更により本会を退会するときは、司法書士徽章を続用することができる。

(司法書士徽章の再交付)

第 15 条 第 7 条及び第 10 条の規定は、司法書士徽章に準用する。ただし、「会員証」は「司法書士徽章」と、第 10 条第 1 項中「滅失」は「紛失」と、それぞれ読み替えるものとする。

(司法書士徽章の欠番)

第 16 条 紛失又は損傷した司法書士徽章並びに退会した会員が所持した司法書士徽章の番号は、欠番とする。

(会員名簿への記載)

第 17 条 本会は、会員証又は司法書士徽章を交付したときは、その旨、司法書士徽章の番号及び交付の事由を、会員名簿の予備欄に記載しなければならない。

(再交付等申請書)

第 18 条 会員証の再交付又は再発行、司法書士徽章の再交付申請書は、別紙様式とする。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。